

青森県報

号外第二十二号

平成二十二年
三月三十一日
(水曜日)

目次

規 則

- 青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課)…一
- 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の
一部を改正する規則…………… (同)…一
- 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、
及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (同)…二
- 青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に
委任する規則の一部を改正する規則…………… (同)…二

訓 令

- 青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)…三

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第十八号中ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワの次に次のように加える。

カ 第三十四条の十六第一項の規定による家庭的保育事業を行う市町村からの報告の徴収に関すること。

第十二条第二号及び第三号中「運動施設区域」の下に「及び知事が別に指定する施設」を加える。

第十三条第一項第三十九号中「第十三条第三項及び第十四条第三項」を「第二十条第三項及び第二十一条第三項」に改め、同項第四十九号中「農林漁業金融公庫」を

「株式会社日本政策金融公庫」に、「調査委嘱規則(昭和五十年農公規則第三号)」を「調査委嘱規則(農林)(平成二十年農林(営)三二)」に改める。

第十八条第一項第三号の二中「第十三条第三項及び第十四条第三項」を「第二十条第三項及び第二十一条第三項」に改め、同項第十九号ロ及びハ中「特定建築物」を

「第一種特定建築物」に改め、同号ニ中「特定建築主等及び第七十五条第五項」を「第一種特定建築主等及び第二種特定建築主並びに第七十五条第五項及び第七十五条の二第三項」に改め、同ニを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第七十五条の二第一項の規定による第二種特定建築物に係る届出の受理に関すること。

ホ 第七十五条の二第三項の規定による第二種特定建築物に係る報告の受理に関すること。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則（平成十二年三月青森県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十四条第十九号」を「第二十六条第十九号」に改める。

第三条中「第四十二条第七号」を「第四十五条第七号」に改める。

第四条中「第四十五条第六号」を「第四十八条第六号」に改め、同条第一号中「第四十五条第二号」を「第四十八条第二号」に改め、同条第二号中「第四十五条第三号」を「第四十八条第三号」に改める。

第五条中「第四十六条」を「第四十九条」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「徴収」の下に「（青森県立高等学校授業料、受講料、入学金及び入学者選抜手数料徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）第二条ただし書の特別の事由がある場合の決定を含む。）」を加える。

第四条第二項中「を除く。」の下に「及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の施行に関する事務（同法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条第一項の規定による子ども手当の支

給に関する事務を除く。）」を加える。

第七条第四項中「除く。」で「を除く。」及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に関する事務（同法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条第一項の規定による子ども手当の支給に関する事務を除く。）で「に改める。

第九条第一項中「運動施設区域」の下に「及び知事が別に指定する施設」を加える。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十八号

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を病院事業管理者に委任する規則（平成十九年三月青森県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」の下に「及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）」を加える。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「あおもりの「冬の農業」推進チームリーダー」を「あおもり食品産業振興チームリーダー」に改める。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の課長専決事項の欄第四号中「割振り、」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加え、同表総務学事課の項に次の一号を加える。

九 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関する次のこと。

イ 第七条第一項の規定による就学支援金の支給に関すること。	イ 第五条の規定による就学支援金の受給資格の認定に関すること。
ロ 第十一条第一項の規定による不正利得の徴収に関すること。	

別表第一税務課の項の第四号中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第十八条第三項」を「第十四条第一項」に改め、同表市町村振興課の項の第一号の課長専決事項の欄イを削り、同項の第五号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ロ 第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定による地方債の許可に関すること。

別表第一環境政策課の項中第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行に関する次のこと。

イ 第六条第一項の規定による要措置区域の指定及び同条第四項の規定による当該指定の解除に関すること。

ロ 第十一条第一項の規定による形質変更時要届出区域の指定及び同条第二項の規定による当該指定の解除に関すること。

イ 第三条第一項ただし書の規定による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認及び同条第五項の規定による当該確認の取消しに関すること。

ハ 第十六条第一項の規定による土壌の汚染状態に係る認定に関すること。

ニ 第二十二条第一項の規定による汚染土壌処理業の許可（同条第四項の規定による許可の更新を含む。）に関すること。

ホ 第二十三条第一項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可に関すること。

ヘ 第二十五条の規定による汚染土壌処理業者の許可の取消し及び事業の停止の命令に関すること。

別表第一自然保護課の項の第三号の副知事専決事項の欄イ中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、同欄に次のように加える。

ロ 第十六条第四項において準用する第十四条第三項の規定による国定公園事業の執行の認可の取消しに關すること。

ハ 第四十一条第四項において準用する第四十条の規定による生態系維持回復事業の認定の取消しに關すること。

別表第一自然保護課の項の第三号の部長専決事項の欄イ中「第七条第四項」を「第九条第二項」に、「公園事業」を「国定公園事業」に改め、同欄ロ中「第十条第二項」を「第十六条第二項」に、「公園事業」を「国定公園事業」に改め、同欄ト中「第十五条第四項、第五十六条第四項並びに第六十六条第一項」を「第六十七条第四項、第六十八条第四項並びに第七十九条第一項」に、「第五十六条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同トを同欄ルとし、同欄ハ中「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同ハを同欄又とし、同欄ホ中「第三十一条第四項」を「第四十三条第四項」に、「第三十五条」を「第四十七条」に改め、同ホを同欄リとし、同リの前に次のように加える。

ト 第四十一条第二項の規定による生態系維持回復事業の確認及び同条第三項の規定による生態系維持回復事業の認定に關すること。

チ 第四十一条第四項において準用する第三十九条第六項の規定による生態系維持回復事業の変更の確認及び認定に關すること。

別表第一自然保護課の項の第三号の部長専決事項の欄ニ中「第二十九条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同ニを同欄ヘとし、同欄ハ中「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同ハを同欄ホとし、同欄ロの次に次のように加える。

ハ 第十六条第四項において準用する第十条第六項の規定による国定公園事業の執行の変更の協議等及び認可に關すること。

ニ 第十六条第四項において準用する第十二条第一項及び第二項の規定による地位の承継の協議等及び承認に關すること。

別表第一自然保護課の項の第三号の課長専決事項の欄イ中「第十三条第三項及び第十四条第三項」を「第二十条第三項及び第二十一条第三項」に改め、同欄ロ中「第十四条第三項」を「第二十二条第三項」に、「海中公園地区内」を「海域公園地区内」に改め、同欄ハ中「第五十六条第一項及び第六十六条第二項」を「第六十八条第一項及び第七十九条第二項」に、「第五十六条第一項の」を「第六十八条第一項の」に改め、同ハを同欄ホとし、同欄ロの次に次のように加える。

ハ 第二十三条第三項第七号の規定による利用調整地区の区域内への立入りの許可に關すること。

ニ 第二十四条第一項及び第七項の規定による利用調整地区の区域内への立入りの認定に關すること。

別表第一こどもみらい課の項の第一号の副知事専決事項の欄イ中「及び第三十四条の十三第四項」を、「第三十四条の十三第四項及び第三十四条の十六第四項」に改め、同表商工政策課の項の第十号の部長専決事項の欄ロ中「第二十四条の六の十一第三項」を「第二十四条の六の十二第三項」に改め、同欄ハ中「第二十四条の六の十一第四項」を「第二十四条の六の十二第四項」に改め、同表観光企画課の項の第二号中「運動施設区域」の下に「及び知事が別に指定する施設」を加え、同表構造政策課の項の第一号の部長専決事項の欄ホからトまでを削り、同項の第二号の部長専決事項の欄ホ中「許可」の下に「(同条第七項の規定による協議を含む。)」を加え、同項の第四号の部長専決事項の欄イを次のように改める。

イ 第三条の二第二項の規定による必要な措置の勧告及び同条第二項の規定による農地等の権利の設定の許可の取消しに關すること。

別表第一構造政策課の項の第四号の部長専決事項の欄ロ中「許可」の下に「(同条第五項の規定による協議を含む。)」を加え、同欄ハ中「許可」の下に「(同条第四項の規定による協議を含む。)」を加え、同欄ニを削り、同欄ホ中「第二十条第一項(第三十二条において準用する場合を含む。)」を「第十八条第一項」に改め、同ホを同欄ニとし、同ニの次に次のように加える。

ホ 第三十六条第二項の規定による調停に關すること。

別表第一構造政策課の項の第四号の部長専決事項の欄ヘ及びトを次のように改める。

ヘ 第三十九条第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による特定利用権の設定の裁定に關すること。

ト 第四十一条の規定による特定利用権に係る賃貸借の解除の承認に關すること。

別表第一構造政策課の項の第四号の部長専決事項の欄チから又までを削り、同欄ル中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に改め、同ルを同欄チとし、同号の課長専決事項の欄イ中「第四十三条の五第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同欄ロを削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表畜産課の項の第七号の課長専決事項の欄イを同欄ロとし、同欄イとして次のように加える。

イ 第三十条第一項の規定による配置販売業の許可に關すること(二以上の地域

県民局の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものに限る。)

別表第一農村整備課の項の第八号の部長専決事項の欄イからハまでを削り、同欄ト中「第七十二条第二項」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号。以下この号において「改正法」という。）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の農地法（以下この号において「旧法」という。）第七十二条第二項」に、「第五十五条第二項」を「改正法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第五十五条第二項」に改め、同トを同欄イとし、同欄チ中「第七十四条の二第三項」を「改正法附則第六条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第七十四条の二第三項」に改め、同チを同欄ロとし、同欄リを削り、同号の課長専決事項の欄イからチまでを削り、同欄リ中「第七十一条」を「改正法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第七十一条」に改め、同リを同欄イとし、同欄又及びルを削り、同表水産振興課の項の第七号の部長専決事項の欄中チを削り、リをチとし、又をリとし、ルを又とし、ヲをルとし、ヅをヲとし、同号の課長専決事項の欄中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 第六十六条の規定による漁業等の許可に関すること。
別表第一監理課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関する次のこと。

- イ 第五条の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の確認に関すること。
- ロ 第九条第二項の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認に関すること。

別表第一建築住宅課の項の第六号の部長専決事項の欄中ロをヲとし、イの次に次のように加える。

ロ 第十条の二十第一項の規定による指定登録機関の指定に関すること。

ハ 第十条の二十第三項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の七第一項の規定による役員を選任及び解任の認可に関すること。

ニ 第十条の二十第三項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の七第二項の規定による役員解任の命令に関すること。

ホ 第十条の二十第三項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の九第一項の規定による登録事務規程等の認可及び変更の認可に関すること。

ヘ 第十条の二十第三項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の九第三項の規定による登録事務規程等の変更の命令に関すること。

ト 第十条の二十第三項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の十第一項の規定による事業計画等の認可及び変更の認可に関すること。

チ 第十条の二十第三項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の十五第一項の規定による二級建築士等登録事務等の休廃止の許可に関すること。

リ 第十条の二十第三項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の十六第一項及び第二項の規定による指定登録機関等の指定の取消し及び二級建築士等登録事務等の停止の命令に関すること。

又 第十条の二十第三項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の十七第二項の規定による二級建築士等登録事務等の実施に関すること。

ル 第十五条の六第一項の規定による指定試験機関の指定に関すること。
別表第一建築住宅課の項の第六号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ワ 第二十六条の三第一項の規定による指定事務所登録機関の指定に関すること。

別表第一建築住宅課の項の第六号の課長専決事項の欄中イ及びロを削り、ハをイとし、同項の第十三号の部長専決事項の欄イ中「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同欄ロ中「第三十一条の二第二項

第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」に改め、同項の第十九号の部長専決事項の欄八中「及び」の下に「変更の認可並びに」を加え、同欄中力をヨとし、ワをカとし、ヲをフとし、ルをフとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 第三十五条の二の規定による支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅の賃貸の承認に關すること。

別表第一建築住宅課の項の第十九号の課長専決事項の欄イ中「登録」を「登録及び」に改め、「を含む。」を削り、同欄口中「訂正等の申請」を「訂正の申請等」に改め、同項中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十一 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に關する次のこと。

- イ 第十三条の規定による住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託の確認に關すること。
- ロ 第十六条において準用する第九条第一項の規定による住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しの承認に關すること。

別表第一経理課の項中「森福」を「森福」に改め、同項に次の一号を加える。

四 青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）の施行に關する次のこと。

- イ 第六条第一項の規定による証紙売りさばき人及び売りさばき場所の指定に關すること。

- ロ 第八条第一項の規定による指定の取消しに關すること。
- ハ 青森県収入証紙の発行に關すること。

別表第一出納課の項を削る。

別表第一の二人課給与事務担当グループマネージャーの項に次の一号を加える。

十一 平成二十二年度における子ども手当の支給に關する法律（平成二十二年法律第十九号）の施行に關する次のこと。

イ 第十六条第一項の規定によつて読み替えられる第六条の規定による子ども手当の受給資格及び額の認定に關すること。

ロ 第十六条第一項の規定によつて読み替えられる第十三条第一項の規定による不正利得の徴収に關すること。

ハ 第二十七条第二項の規定による届出等の受理に關すること。

ニ 第二十八条第一項の規定による書類の提出の命令及び質問に關すること。

ホ 第二十九条の規定による資料の提供及び報告の要求に關すること。

別表第一の二経理課物品調達事務担当グループマネージャーの項中「経理課物品調達事務担当グループマネージャー」を「会計管理課物品調達事務担当グループマネージャー」に改める。

別表第二出先機関の長（地域県民局長を除く。）及び地域県民局の部長共通（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項の第四号中「割振り、」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加え、同表地域県民局の地域農林水産部長の項の第五号中「農林漁業金融公庫資金」を「株式会社日本政策金融公庫資金」に改める。

別表第二の二中

青森県立美術館 次長	青森県立美術館 の庶務担当の内 部組織の長	を	青森県立美術館 の庶務担当の内 部組織の長	青森県立美術館 の庶務担当責任 者	に
---------------	-----------------------------	---	-----------------------------	-------------------------	---

改める。

別表第三支所長東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及び子ども相談総室長西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長及び福祉子ども総室長地域県民

局（東青地域県民局及び下北地域県民局を除く。）の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長西北地域県民局地域農林水産部の鱒ヶ沢町駐在の次長東京事務所のある東京都中央区駐在の内部組織の長の項の第四号、地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理事務所の項の第四号及び指定駐在職員の項の第三号中「割振り、」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加え、同表地域県民局の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所の項の第七号及び第十号中「承認漁業等の取締りに関する省令」を「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令」に改める。

別表第四中

を

<p>地域県民局の 地域連携部の 管理室長</p>	<p>地域県民局の 地域連携部長 が企画政策部 長の承認を得 て定める事務 について、あ らかじめ企画 政策部長の承 認を得て地域 連携部長が指 定する職員</p>
<p>地域県民局の 地域連携部の 管理室の総務 管理課長（東 青地域県民局 にあつては、</p>	<p>一 事務委任規則第二十三条第一号に掲げる事務（県税に係るものを除く。） 二 事務委任規則第二十三条第二号に掲げる事務（地域県民局の県税部長、地域健康福祉部長、地域農林水産部長及び地域整備部長の専決に係るものを除く。） 三 事務委任規則第二十三条第三号に掲げる事務（県税に係るものを除く。） 四 事務委任規則第二十三条第四号に掲げる事務（県税に係るものを除く。） 五 事務委任規則第二十三条第五号に掲げる事務（県税に係るものを除く。） 六 事務委任規則第二十三条第六号に掲げる事務（県税に係るものを除く。） 七 事務委任規則第二十三条第九号に掲げる事務（地域県民局の地域連携部の環境管理事務所の環境管理事務所の専決に係るものを除く。）</p>

を

に

<p>地域県民局の 地域整備部の 庶務担当の内 部組織の長 等</p>	<p>地域県民局の 地域整備部の 庶務担当の内 部組織の長 者</p>	<p>あらかじめ企画政策部長の承認を得て地域連携部長が指定する職員（地域連携部長が企画政策部長の承認を得て定める事務については、あらかじめ企画政策部長の承認を得て地域連携部長が指定する職員）</p>
<p>地域県民局の 地域整備部の 庶務担当の内 部組織の長 等</p>	<p>地域県民局の 地域整備部の 庶務担当の内 部組織の長 者</p>	<p>一 次に掲げる事務で令達予算の範囲で執行するもの（県税に係るものを除く。） イ 報酬、職員手当、共済費、賃金、旅費及び役務費に係る支出負担行為並びにその他</p>

